日本貿易振興会事業費補助金	アジア経済研究所事業費補助金 日・EC産業協力センター事業費補助金
熱水利用発電プラント等開発費補助金	熱水利用発電プラント開発費補助金
燃料電池発電技術開発費補助金	燃料電池発電技術等開発費補助金
廃棄物等燃料化技術開発費補助金	高性能分離膜複合メタンガス製造装置開発費補助金 高効率メタンガス等製造技術開発費補助金
発電環境用高機能素材技術研究開発費補助金	高効率ガスタービン等技術開発費補助金
副産物用途開発等有効利用調査・開発事業費補助金	中小鉱山等振興指導事業費補助金 特定中小鉱山振興指導事業費補助金 中小鉱山振興指導事業費補助金 鉱山探鉱等促進事業費補助金
べっ甲産業等救済対策事業費補助金	べっ甲産業救済対策事業費補助金
放射性廃棄物処理処分技術開発促進費補助金	放射性廃棄物処理技術開発促進費補助金
民間輸送機開発費補助金	次期民間輸送機開発費補助金

」

附　則

この告示は、平成二十四年四月六日から施行する。

○環境省告示第七十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十七年三月環境省告示第三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十四年四月六日

環境大臣　細野　豪志

表（項）東日本大震災復旧・復興推進費の次に次のように加える。

（項）　東日本大震災復興事業費 （目）　循環型社会形成推進交付金（都道府県に係るものを除く。）	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知 五　法第八条の規定による決定の通知 六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知
（項）　東日本大震災復興推進費 （目）　東日本大震災復興交付金（道県に係るものを除く。）	北海道 青森県 岩手県 宮城県 福島県 茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知
東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	七　法第十二条の規定による状況報告の受理 八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知 九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の一時停止の命令に係る通知 十　法第十四条の規定による実績報告の受理 十一　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等 十二　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令 十三　法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理 十四　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 十五　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知 十六　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知 十七　法第二十三条第一項の規定による立入検査等	